

尼崎市水道管路施設延命化計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル募集要領

令和6年5月

尼崎市公営企業局上下水道部

尼崎市水道管路施設延命化計画策定支援業務委託
プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 業務名称

尼崎市水道管路施設延命化計画策定支援業務委託(以下「本業務」という。)

(2) 内容

別紙「尼崎市水道管路施設延命化計画策定支援業務委託仕様書」
(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

業務期間は契約日から令和7年3月28日までとする。

(4) 提案上限額

21,395,000円(税込み)

(5) 支払い条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払い。

2 事務局

(1) 担当課 尼崎市公営企業局 上下水道部 水道維持担当

(2) 住所 〒660-0051

尼崎市東七松町2丁目4番16号(上下水道庁舎 2階)

(3) 電話 TEL:06-6489-7444

(4) 電子メール s_kanro@city.amagasaki.hyogo.jp

※開庁時間は土日祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、本件プロポーザル参加事業者(以下「事業者」という。)が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 尼崎市公営企業局契約規程第1条第1項において準用する尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加有資格者名簿において、「20 上水道及び工業用水道」で登録されていること。

(3) 過去10年間(平成26年度から令和5年度)において、下記のいずれかの同種の業務について元請実績を有すると。

ア 人口10万人以上の規模における水道管路施設の更新計画のコンサルティング業務

イ 人口10万人以上の規模における水道施設において、水道法(昭和32年法律第177号)第22条の2の規定等により実施する水道管路施設の維持管

- 理に関するコンサルティング業務
- (4) 管理技術者及び照査技術者は、前項の同種業務の実績を有するものであること。
 - (5) 管理技術者及び照査技術者は、仕様書に記載の技術者を配置すること。
 - (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (7) 本市から指名停止措置(入札参加停止措置)を受けていない者であること。
 - (8) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団をいう。)または暴力団員(同条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団密接関係者(同条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者をいう。)に該当しないこと。
 - (9) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続中の事業者でないこと。
 - (10) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続中の事業者でないこと。

4 スケジュール

内 容	期日等
参加表明書受付期限	令和6年6月4日(火)午後5時30分まで
質問書受付期限	令和6年6月7日(金)午後5時30分まで
質問に対する回答	令和6年6月12日(水)まで(予定)
提案書提出期限	令和6年6月25日(火)午後5時30分まで
1次審査結果通知	令和6年7月1日(月)(予定)
2次審査(書類審査、プレゼンテーション)	令和6年7月中旬(予定)
選定結果通知	令和6年7月中旬(予定)
契約	審査結果の通知後速やかに

5 参加表明

本業務に参加を予定している事業者は、参加表明書(様式1)を事務局に提出すること。

(1) 受付期限

令和6年6月4日(火)午後5時30分まで

※受付時間は平日(土、日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで

(2) 提出方法

事務局あてに持参または郵送のみ受け付ける。

(郵送の場合、書留郵便とし期限までに到着するように送付すること)

受理については、参加表明書に記載の担当者に電子メールにて通知する。

送付後は、必ず電話(上記2(3))にて到達確認を行うこと。
 ※参加表明後に、辞退を申し出る際には「参加辞退届」(様式10)を1部提出すること。

6 質問に関する事項

質問の受付は、参加表明書を事務局にて受理後受け付ける。

- (1) 受付期限
令和6年6月7日(金)午後5時30分まで(必着)
- (2) 提出方法
事務局の電子メール(上記2(4))に、質問書(様式9)により送付すること。
電子メールにおける件名は、「質問 水道管路施設延命化計画策定支援業務 事業者名」とする。
送付後は、必ず電話(上記2(3))にて到達確認を行うこと。
- (3) 質問書に対する回答
 - ア 回答時期
令和6年6月12日(水)まで予定
 - イ 回答方法
事務局から電子メールにて、参加予定事業者全社に対し、質問事業者の名前を非公表とした上で随時回答する。
 - ウ 質問の趣旨について、事務局からメールにて事業者へ問い合わせを行うことがある。
 - エ 質問に対しての回答は、原則3日以内(土日祝を除く)に行うこととする。
 - オ 選定基準や他の応募者に関する質問は一切受け付けない。

7 提案書提出に関する事項

- (1) 提出期限
令和6年6月25日(火)午後5時30分まで(必着)
- (2) 提出方法
事務局あてに持参または郵送のみ受け付ける。
(郵送の場合、書留郵便とし期限までに到着するように送付すること)
- (3) 提出書類
下記提出書類をファイルに収め、8部(原本1部、副本7部(副本は複写可))提出すること。

提出書類の名称	特記事項
ア 企画提案申込書(様式2)	
イ 会社概要書(様式3)	事業者名、代表者名、所在地、直近1年間の売上高及び資格取得の状況等を記載すること 添付書類 ア)商業登記規則第30条第1項第2号に掲げる事項全部に係る履歴事項証明書 イ)印鑑登録証明書 ウ)納税証明書(法人税等に滞納がないことを証する書面)

	<p>ア)からウ)は、直近1か月以内かつ現に効力のあるもの</p> <p>エ)参加申込みを行う日の属する年度の過去2年における損益計算書及び貸借対照表</p>
ウ 業務受託実績(様式4)	同種の業務の受託実績について、契約書の写しなどの実績照明を添付し記載すること
エ 業務実施体制(様式5)	管理技術者、照査技術者及び担当技術者を記入すること。配置予定技術者については当該法人の社員とし、その雇用関係を証明する書類を添付すること。
オ 予定技術者調書(様式6)	配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者について、「保有資格」「業務経験」等を記載すること 配置予定技術者が保有する資格について、証明できるものを添付すること
カ 誓約書(様式7)	
ク 見積書(様式不問)	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額は消費税相当額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)を含めた金額を記載すること。 ・見積金額が 1 (4)の提案上限額を上回っている場合は、失格とする。 ・本業務にかかる内訳についても明記すること
キ 提案書(様式8)(表紙)	<ul style="list-style-type: none"> ・作成の書式 <ul style="list-style-type: none"> ア)A4規格とし、表紙・目次を除く片面換算 20ページ以内とする。 イ)文字サイズは10.5pt以上とする。 ウ)A3規格は2ページとカウントする。 エ)表紙(様式8)を除き、様式不問とする。 ・別紙の審査内容、仕様書等を踏まえたうえで、本業務の提案を記載する。 ・提案書の構成 <ul style="list-style-type: none"> a 業務実施方針 b 業務実施工程 c 資料の収集、現地調査及び既存データの整理の方法 d 管路の点検基準の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・点検結果の整理 ・点検結果の判定 ・点検基準の設定 ・点検基準書の改変

	e 延命化の検討 ・維持管理目標の設定 ・維持管理重要度の設定 ・優先度の検討 ・維持管理手法の検討 ・結果のまとめ f 延命化計画書案の作成 ・年次計画案の策定 ・計画案の比較 g 法令遵守(コンプライアンス) h その他提案事項
--	--

8 選考について

(1) 基本的な考え方

「尼崎市水道管路施設延命化計画策定支援業務受託者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、提案内容を公平かつ厳正に評価する。

そのうえで、最終評価点が1番高い事業者を受託候補者とする。

選定された受託候補者は、本市の契約手続きを経て本業務の受託事業者となる。ただし、辞退した場合は、最終評価点の2番目に高い事業者が、その事業者の提案内容で本業務の受託候補者とする。

(2) 評価方法

下記の内容にて、1次審査および2次審査を行う。

1次審査 提出書類のうち、アからカの書類を基に事務局にて審査する。

2次審査 提出書類、1次審査通過者によるプレゼンテーションの内容を総合的に判断し、選定委員会にて評価する。

(3) 評価概要

評価項目	評価点数	審査
会社概要・体制	120	1次審査
見積書	50	
提案内容	400	2次審査
プレゼンテーション	60	

※ 最低基準点 378/630

詳細は別紙「尼崎市水道管路施設延命化計画策定支援業務委託プロポーザル採点表」参照(以下「採点表」という。)

(4) 1次審査

提出書類のうち、アからカの書類を基に事務局にて審査する。

上記3(参加資格)について審査し参加資格を有する者の中から、採点表に基づき採点を行う。

ア 1次審査通過基準

(ア) 評価点の上位4社とする。

(イ) 評価点と同じで4社を超える場合は、上位4位までの得点を得た全事業者とする。

(5) 1次審査結果通知

ア 1次審査の結果通知については、令和6年7月1日(月)(予定)に行う。

- イ 1次審査通過事業者については、1次審査通過通知をメールと書面で通知する
- ウ 落選事業者については、1次審査不通過通知(1次審査結果の点数を含む)、1次審査における最低通過順位の事業者の点数及び不通過理由をメールと書面で通知する。

(6) 2次審査

1次審査通過した事業者について、令和6年7月中旬(予定)にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションを採点表の評価項目について、評価し採点する。

ア 受託候補者

(ア) 1次審査及び2次審査の合計評価点に市内事業者(尼崎市に本社や本店の主たる事業所を有している事業者)であれば5%、準市内事業者(尼崎市内に支店や営業所等を有し、事業活動を行っている事業者)であれば2.5%、本業務の実施に際して市内在住者の雇用提案があれば2.5%の加点(ただし、いずれの加点も最低基準点を満たさない場合は行わない)を行った評価点(以下「最終評価点」という。)が1番高い事業者を受託候補者とする。

(イ) 最終評価点の最も高い事業者が2社以上の場合、選定委員会の投票(1人1票)による得票数が1番多い事業者を受託候補者とする。

(ウ) 上記(イ)の得票数も同じであった場合は、選定委員長が投票した事業者を受託候補者とする。

(7) 2次審査結果通知

ア 2次審査の結果通知については、令和6年7月中旬(予定)に行う。

イ 受託候補者については、2次審査結果(1次審査結果と2次審査結果の合計点数を含む)及び受託候補者決定通知をメールと書面で通知する。

ウ 受託次点候補者については、2次審査結果(1次審査結果と2次審査結果の合計点数を含む)、受託次点候補者決定通知及び受託候補者の点数をメールと書面で通知する。

エ 落選した事業者については、2次審査結果(1次審査結果と2次審査結果の合計点数を含む)及び受託候補者の点数をメールと書面で通知する。

オ 受託候補者の契約締結により受託事業者が決定した場合、受託事業者名及び採点表の評価得点を本市ホームページで公表する。また、2位以下の事業者についても、事業者名は伏せた状態で得点を公表する。

9 プレゼンテーションについて

(1) 日時、会場

令和6年7月中旬(予定)

時間及び会場については、1次審査結果通知とあわせて事務局から電子メールにて通知する。

(2) 内容

提案書内容の説明

使用する紙の資料は、提案書のみとし、当日の追加資料は受け付けない。

(3) 提案時間

30分以内(うち内容提案15分、質疑応答15分程度)

(4) 提案を行う順番

1次審査通過者の内、参加表明書を受理した順番で行う。

(5) 事業者

5名までとする。

提案書内容の質疑応答は、配置予定技術者が必ず回答すること。
(発表者については、配置予定技術者以外でも可とする。)

(6) 機器

本市においてプロジェクタ(本体)CASIO XJ-S57、スクリーン、指し棒及び延長コードは用意するが、パソコン、接続ケーブル等については事業者が持参すること。

10 失格・取消し規程

次に掲げる事項のいずれかに該当するものは失格とする。なお、受託候補者選定後に、その事実が判明した場合においても取消しとする。

- (1) 提案書類の提出方法、提出先及び提出期限等の条件に適合していない場合
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部を記載しない場合、又は提案書類に虚偽の記載がある場合
- (3) プレゼンテーション時に虚偽の提案及び回答を行った場合
- (4) 募集条件や参加資格を満たしていないことが判明した場合、又は失った場合

11 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は全て提案者の負担とする。
- (2) 選定結果に対して、異議を申し立てることはできない。
- (3) 提案書等として提出される全ての資料は、審査以外の目的には使用、複製を行わない。
- (4) 提出書類は、尼崎市情報公開条例(平成16年条例第47号)の規定に基づく情報公開請求の対象となる。
- (5) 提案書は、1事業者につき1案とする。
- (6) 書類提出後の提出書類の修正、変更又は追加は認めない。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 提出書類等の著作権は提案者に帰属する。

以上

尼崎市水道管路施設延命化計画策定支援業務委託 プロポーザル採点表 別紙

評価項目			
会社概要（1次審査）			120点
①	資力・信用性	資本金	直近の資本金
		売上高	直近の売上高
		損益	過去2年間の損益
		会社としての 公的資格取得状況	公的資格取得状況
②	業務実績	同種業務実績	過去10年間(契約期間が平成26年4月1日から令和6年3月31日までのものに限る)の 同種業務受託実績
			上記のうち、中核市以上の地方公共団体における同種業務受託実績
③	業務実施体制	配置体制	仕様書に記載外の有資格者の配置
			配置される管理技術者、照査技術者、担当技術者の同種業務実績、経験年数
見積書（1次審査）			50点
④	見積書	見積額(税込)	価格妥当性
提案書（2次審査）			400点
⑤	業務実施方針	業務実施方針	業務の目的に準拠した業務実施方針
⑥	業務実施体制	業務実施工程	業務の工程
⑦	業務内容	資料の収集、現地調査及び 既存データの整理方法	計画に必要な資料収集、現地調査方法及び既存の点検データ等の整理
		管路の点検基準の設定	管路の点検基準の設定
		延命化の検討	水道管路施設毎の延命化の検討
		延命化計画案の策定	点検、メンテナンス等、延命化計画案の策定
⑧	法令遵守 (コンプライアンス)	法令遵守 (コンプライアンス)	業務にかかる法令遵守
⑨	その他提案事項	その他	仕様書等に記載外の新たな提案
プレゼンテーション（2次審査）			60点
⑩	プレゼンテーション	提案内容の説明	提案内容の明確性、分かりやすさ
		質疑応答	分かりやすさ及びコミュニケーション能力
		取組姿勢	業務に対する取組姿勢